

第2節

国際テロ対応のための活動(インド洋などでの活動)

2001(平成13)年9月11日に米国で発生した同時多発テロを踏まえ、わが国は早い段階から国際的なテロリズムとの闘いを自らの問題と認識し、その防止と根絶のための取組に積極的かつ主体的に寄与するとの立場をとった。そこで、憲法の範囲内で、できるかぎりの支援、協力を行うため、政府は、同年10月、第153回臨時国会にテロ対策特措法案を提出、同法案は同月、可決、成立した。



米海軍補給艦に洋上補給を行う
海自補給艦「とわだ」(インド洋)

これを受け、海上自衛隊(海自)は、同年12月以降、インド洋上の米艦艇などへの給油を主とする協力支援活動と被災民救援活動を、空自は、同年11月以降、協力支援活動としての米軍の物資などの輸送を開始し、3回にわたる基本計画の変更を経て、現在も活動している。

こうした国際テロ対応のための国際社会の取組に対するわが国の活動は、

国際社会、とりわけ米国から高い評価を受けており、国際社会における信頼の向上のみならず、日米の安全保障面での協力をさらに緊密かつ実効性のあるものとする上で有意義である。

本節では、テロ対策特措法と基本計画の概要、自衛隊派遣地域の情勢、これらの情勢を受けて変更された基本計画の内容、基本計画に基づいて行った自衛隊の活動などについて説明する。

1 テロ対策特措法と基本計画の概要

成立の経緯など

米国での同時多発テロ発生からテロ対策特措法に至るまでの経緯、同法に基づく基本計画策定及び同計画変更の概要は、図表(米国における同時多発テロへの対応の主な経過概要)のとおりである。

テロ対策特措法の概要

(1) 目的

01(同13)年9月11日に米国で発生したテロリストによる攻撃(テロ攻撃)が国連安全保障理事会決議(安保理決議)第1368号で国際の平和と安全に対する脅威と認められたことを踏まえ、併せて、安保理決議第1267号、第1269号、第1333号その他の安保理決議が、国際的なテロリズムの行為を非難し、国連加盟国にその防止などのために適切な措置をとることを求めていることにかんがみ、わが国が国際的なテロリズムの防止と根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため、次の事項を定めてわが国を含む国際社会の平和と安全の確保に資することを目的とする。

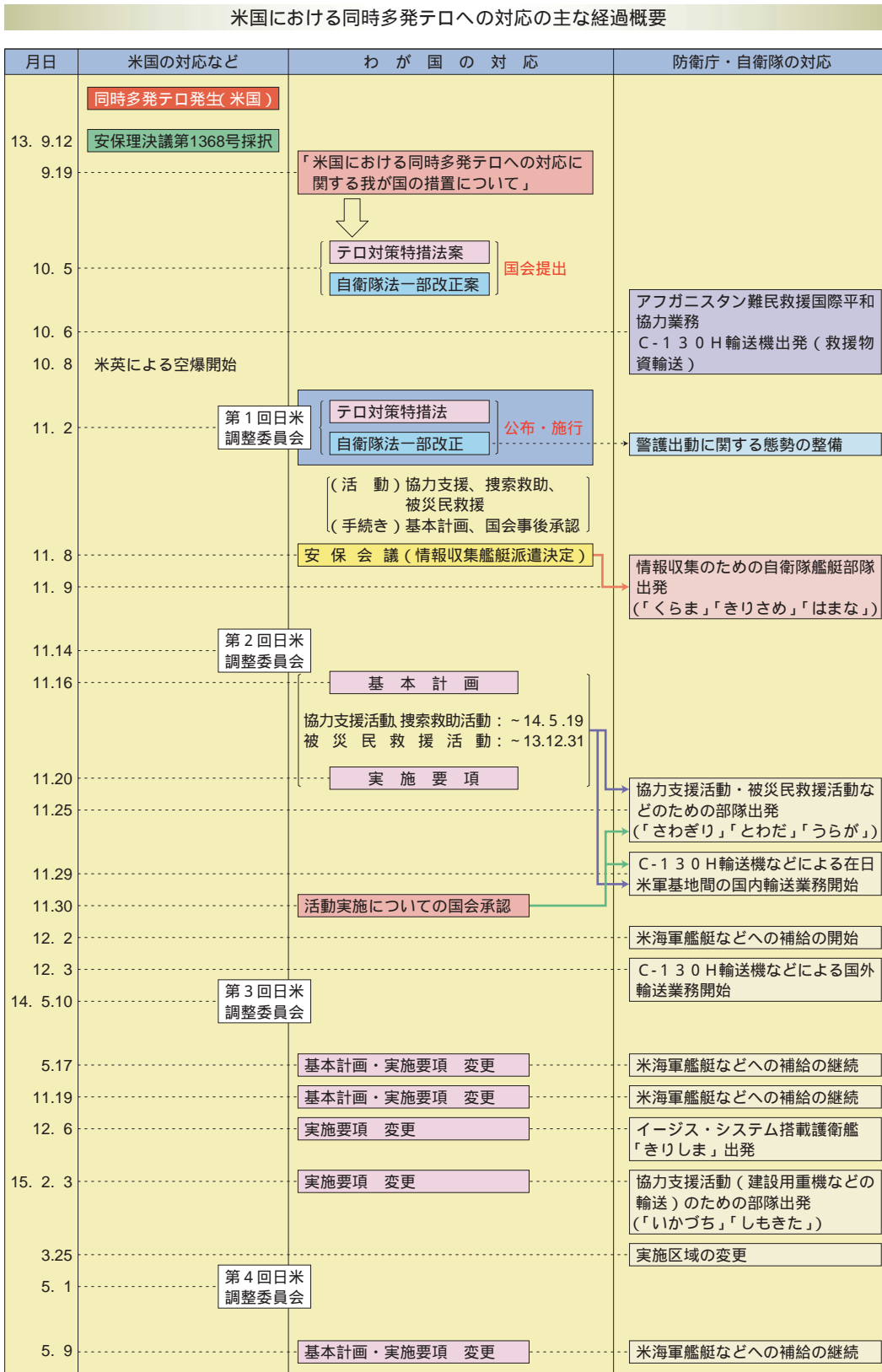
2001(平成13)年10月29日成立、11月2日施行されたテロ対策特措法。

平成14年版防衛白書3章1節2(p105)参照。
http://jda-clearing.jda.go.jp/kunrei/w_fd/2002/honmon/frame/at1403010200.htm

安保理決議第1267号(1999.10.15)(骨子)
タリバンに対し、テロリストの保護と訓練の提供停止、領域がテロ行為の準備に使用されないことの確保、起訴されたテロリストを司法手続きにかけ取組への協力を要請。タリバンに対し、ビン・ラーデンを裁判にかけするために裁判継続国に引き渡すことを要請。

安保理決議第1269号(1999.10.19)(骨子)
モスクワでの爆弾テロを受け、すべての国連加盟国に対し、テロ行為への資金提供の防止及び抑止、テロ行為に関連する者の逮捕、訴追、引渡しの確保などの適切な措置を要請。

安保理決議第1333号(2000.12.19)(骨子)
タリバンに対し、安保理決議第1269号の遵守、特にビン・ラーデンの引渡を求める。すべての国連加盟国に対し、ビン・ラーデ、同人と関係を有する個人と団体の資産凍結を決定。



ア テロ攻撃の脅威の除去に努めることで国連憲章の目的達成に寄与する米国をはじめとする諸外国の軍隊などの活動に対してわが国が行う措置など

イ 国連決議や国連などの要請に基づき、わが国が人道的精神に基づいて行う措置など

(2) 自衛隊が行う活動

ア 協力支援活動

諸外国の軍隊などへの物品・役務の提供、便宜の供与その他の措置であり、自衛隊を含む関係行政機関が行う。このうち、自衛隊が行う物品・役務の提供の種類は、図（自衛隊が行う物品及び役務の提供）のとおりである。

自衛隊が行う物品及び役務の提供		
協 力 支 援 活 動 と し て 行 う も の	補給 給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	捜 索 救 助 活 動 の 実 施 に 伴 い 行 う も の
	輸送 人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	修理及び整備 修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	医療 傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	通信 通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	空港及び港湾業務 航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	基地業務 廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
宿泊 宿泊施設の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供		
消毒 消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供		

物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。
 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。
 物品の輸送には、外国の領域における武器（弾薬を含む。）の陸上輸送を含まないものとする。

イ 捜索救助活動

諸外国の軍隊などの活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者（戦闘参加者以外の遭難者があるときには、これを含む。）の捜索・救助を行う活動であり、自衛隊の「部隊等」が行う。捜索救助活動を行う自衛隊の「部隊等」は、その実施に伴いこの活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊などの部隊などに対し、図（自衛隊が行う物品及び役務の提供）の協力支援活動を行うことができる。

ウ 被災民救援活動

テロ攻撃に関連し、国連決議や国連などの要請に基づき、被害を受け又は受けるおそれがある住民など（被災民）の救援のために行う食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の輸送、医療その他の人道的精神に基づいて行われる活動であり、自衛隊を含む関係行政機関が行う。

(3) 基本計画

内閣総理大臣は、協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動（対応措置）のいずれかを行うことが必要であると認めるときは、この対応措置を行うこと及び対応措置に関する基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

(4) 国会の承認

内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊などが行う協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動については、これらの対応措置を開始した日から20日以内に国会に付議して、その実施について国会の承認を求めなければならない。ただし、国

会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。政府は、不承認の議決があった場合には、速やかに、これらの活動を終了させなければならない。

(5) 国会への報告

内閣総理大臣は、次に掲げる事項を遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- ア 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容
- イ 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

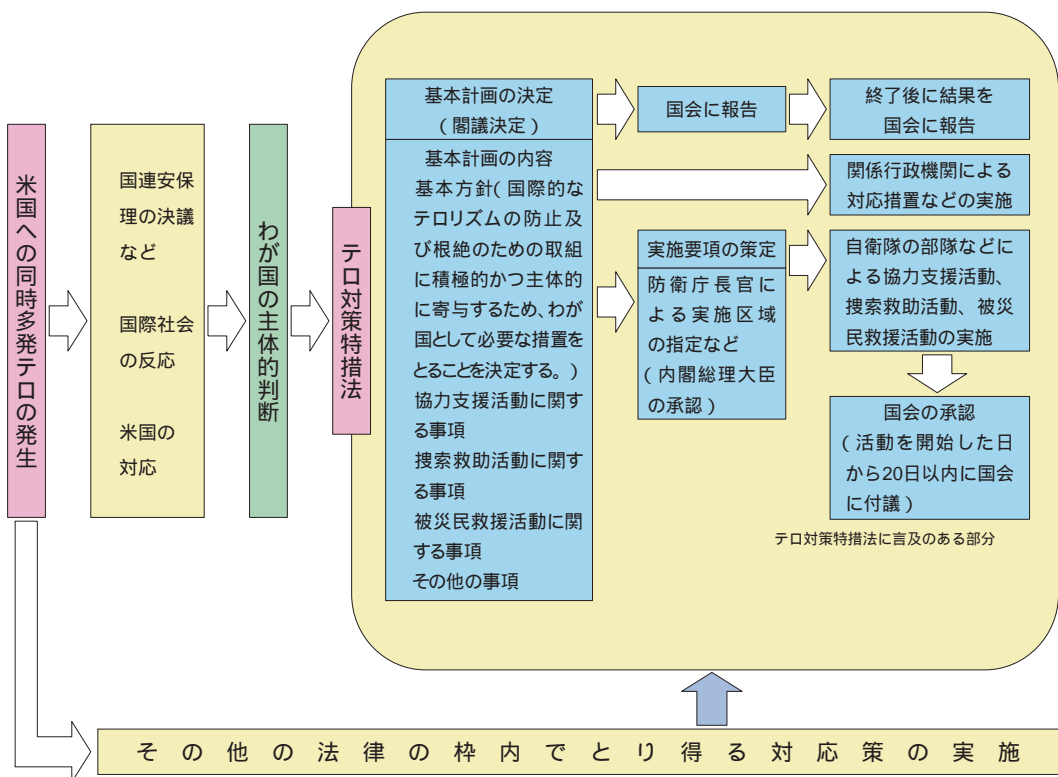
(6) 武器の使用

協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊などの自衛官は、自己又は自己とともに現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のため、やむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。その場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

武器の使用は、現場に上官がいるときは、原則としてその命令によることとし、この場合、上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命・身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、武器の使用が適正に行われることを確保する見地から必要な命令をする。

不測の攻撃を受けた場合に、自衛官とともに行動して対処せざるを得ない立場にある自衛隊員以外の者で自衛官とともに共通の危険にさらされた場合に、その現場において、生命・身体の安全確保について自衛官の指示に従うことが期待される者をいい、例えば、次のような者が考えられる。自衛隊の診療所で治療中の傷病兵、被災民、自衛隊により輸送されている非戦闘員など、自衛隊の宿営地に所在する各国軍の連絡員、通訳、物品の搬入者、国内外からの視察者など。

テロリズム防止・根絶に向けた国際社会の取組への協力の枠組



(7) その他

この法律は、施行の日から2年で効力を失うが、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、2年以内の期間を定めて効力を延長することができる。再延長する場合も同様である。

2001(同13)年11月16日に閣議決定された基本計画の要点のみを記述(詳細は、資料35(p351)参照)

平成14年版防衛白書3章1節2(p109)参照。
http://jda-clearing.jda.go.jp/kunrei/w_fd/2002/honmon/frame/at14030102.02.htm

基本計画の変更については、同節4「基本計画の変更」参照。

基本計画の概要

(1) 協力支援活動の実施に関する事項

ア 協力支援活動の種類と内容

(ア) 補給(艦船による艦船用燃料などの補給)

(イ) 輸送(艦船による艦船用燃料などの輸送、航空機による人員・物品の輸送)

(ウ) その他(修理と整備、医療、(国内での)港湾業務)

イ 派遣期間

2001(平成13)年11月20日~2002

(平成14)年5月19日)

(2) 搜索救助活動の実施に関する事項

協力支援活動又は被災民救援活動を行う自衛隊の部隊などが遭難者を発見し、又は、遭難者の搜索救助を米軍などから依頼された場合には、インド洋とその上空に属する、協力支援活動、被災民救援活動を行う区域の範囲で搜索救助活動を行う。

(3) 被災民救援活動の実施に関する事項

ア 被災民救援活動の種類と内容

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)
United Nations High Commissioner for Refugees
 からの要請に基づく、生活関連物資のUNHCRへの提供

イ 派遣期間

2001(平成13)年11月20日~同年12月31日



米海軍の両用強襲艦、揚陸艦に洋上補給を行う海自補給艦「ときわ」(中央)(インド洋)



不測の事態に備え、警戒訓練(12.6mm機関銃射撃訓練)を行う海自輸送艦「しもきた」(本年2月 インド洋)



被災民救援物資の引渡し作業中の海自掃海母艦「うらが」(01(平成13)年12月 パキスタン カラチ)

2 初期におけるインド洋での自衛隊の活動など

(1) 情報収集のための派遣

2001(平成13)年9月19日、総理発表の「米国における同時多発テロへの対応に関する我が国の措置」に基づき、海自は、護衛艦「くらま」、「きりさめ」と補給艦「はまな」により情報収集活動を行った。

情報収集の具体的な内容は、わが国の協力支援活動などの実施が予想される海域までの船舶・航空機の航行状況や気象・海象、寄港地の補給能力を含む港湾の状況などであった。

これらの情報は、その後の自衛隊の活動の安全確保や効率的な活動に役立ったばかりでなく、基本計画と実施要項策定のための基礎情報となった。



インド洋方面へ向け出港する隊員を見送る家族
(本年2月 呉)

(2) アフガニスタン難民救援国際平和協力業務

01(同13)年10月、空自は、国際平和協力法に基づきUNHCRのためのパキスタンへの物資輸送¹⁾などを行った。

(3) 被災民救援活動

海自は、被災民救援活動として、護衛艦「さわぎり」、掃海母艦「うらが」で、生活関連物資をパキスタン・カラチ港まで輸送した。具体的には、約200トンのテント、毛布などの救援物資²⁾を現地作業員とともに昼夜を徹して陸揚げし、01(同13)年12月12日入港当日からその翌日までの2日間でUNHCR現地事務所へ引き渡した。同活動終了後、「うらが」は12月31日、日本に帰港し、任務を終了した。

(4) 海上自衛隊の協力支援活動

情報収集のために派遣された3隻の艦艇は、01(同13)年12月2日から、協力支援活動として、インド洋で米海軍艦艇への洋上補給などを開始した。「さわぎり」と補給艦「とわだ」は、それらに合流した。さらに昨年1月29日からは、英海軍艦艇への洋上補給などを開始した。

なお、艦艇の派出状況は、艦艇派出状況表のとおりである。

02(同14)年5月19日までに、協力支援活動として米、英海軍艦艇に行った補給回数は、延べ77回、補給量は、約13万klあった。

なお、当該期間に国内では、米海軍横須賀基地などで、艦船の出入港支援などの港湾業務を行った。

¹⁾テント(315張)、毛布(200枚)、ビニールシート(75枚)、スリーピングマット(20枚)、給水容器(400個)

²⁾本章3節1(p207)参照。



夜を徹して陸揚げ作業を行う海自隊員
(01(平成13)年12月 パキスタン カラチ)

³⁾テント(1,025張)、毛布(18,500枚)、ビニールシート(7,925枚)、スリーピングマット(19,980枚)、給水容器(19,600個)の総トン数約200トン。

艦艇派出状況表

年・月	13年11月	12月	14年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	15年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月				
全般	11/2 テロ対策特措法、改正隊法の公布、施行		11/16 「基本計画」閣議決定		11/20 「実施要項」総理承認		5/17基本計画の派遣期間延長		11/19基本計画の派遣期間延長		5/9基本計画の派遣期間延長														
補給艦	はまな	12/2 補給艦による米艦艇への燃料補給開始																							
	とわだ	11/25派遣																							
	ときわ	2/12派遣																							
主要対応艦措置	くらま	11/9～20 情報収集活動のための部隊派遣																							
	きりさめ	3/16帰国																							
	さわざり	11/25派遣																							
	うらが	11/20～12/31 被災民救援活動																							
	はるな	2/12派遣																							
	さわかぜ	2/13派遣																							
	せとぎり	6/8派遣																							
	いなづま	7/1派遣																							
	あさかぜ	7/1派遣																							
	ゆうだち	7/24派遣																							
	ひえい	9/17派遣																							
	さみだれ	11/25派遣																							
	はるさめ	11/25派遣																							
	きりしま	12/16派遣																							
	いかづち	2/3派遣																							
	しもきた	2/4派遣																							
	こんごう	4/10派遣																							
	ありあけ	4/10派遣																							
	あさざり	7/15派遣																							
指揮官	第2 護衛隊群 群司令					第3 護衛隊群 群司令					第4 護衛隊群 群司令					第1 護衛隊群 群司令					第2 護衛隊群 群司令				

(5) 航空自衛隊の協力支援活動

空自は、01(同13)年11月29日から空自第1輸送航空隊(小牧基地)所属のC-130H輸送機が在日米軍基地間の国内輸送を、12月3日から在日米軍基地とグアム方面などとの間の国外輸送を行った。



C-130H輸送機から物資を卸す空自第1輸送航空隊(01(平成13)年12月 米軍基地)

なお、02(同14)年5月19日までに、計53回の国内外への輸送を行った。

これらの活動は、わが国としてテロリズムという新たな脅威に対応するものであり、国際的なテロの防止と根絶に向けた国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与していく決意を示すこととなった。

3 アフガニスタンと同周辺の状況

テロとの闘いの現状

2001（平成13）年10月、米軍などによるアフガニスタンにおける軍事行動が開始され、11月に北部同盟が首都カブールを制圧、12月にはタリバーンは、その本拠であるカンダハルから撤退した。しかしながら、テロとの闘いは続いており、アル・カイダの幹部の一部は捕捉されたものの、オサマ・ビン・ラーデンを含め、その他のアル・カイダやタリバーン幹部は、依然として捕捉されていない。また、アフガニスタンなどにおいては、これらの組織に関連するテロ事件が頻発している。

さらに、アル・カイダは、アフガニスタンから世界各地に拡散しており、今後もテロを計画、実施する可能性があるなど、依然として国際社会にとって深刻な脅威となっている。）

）アフガニスタンの情勢については1章1節1(p5)参照。

米軍などの活動状況

現在の主要な地上作戦は、アフガニスタン国内におけるアル・カイダやタリバーンの残存勢力の追跡・掃討、武器弾薬の押収や破壊、メンバーの拘束、尋問によるさらなるテロを防止するための情報収集などである。特に、最近では、アフガニスタン南部と南東部で作戦を強化している。

また、現在のインド洋での主要な海上作戦は、アラビア海などにおけるアル・カイダやタリバーンの残党の海路による逃走を阻止するための活動である。具体的には、アフガニスタンにおける陸上作戦の支援、アル・カイダやタリバーンなどのテロ指導者の海上での捕捉活動、これに付随する警戒監視活動の3つである。

以上のような各国と連帯した活動を行っているもののアル・カイダやタリバーンの活動は終わっておらず、テロリストによる脅威は依然として残っていることから、アフガニスタン国内、アラビア海北部及びその周辺における米英その他の国による活動は継続される予定である。



米軍の活動状況（本年4月）〔U.S.Army〕

4 基本計画の変更

国際テロ活動を取り巻く状況を踏まえ、インド洋での各国の活動は1年半以上にわたって行われており、さらにこの活動は、当面の間継続することが見込まれている。政府は、各国の活動状況などを踏まえ、わが国としての主体的な判断に基づき、3度にわたり基本計画を変更した。

(1) 第1回の変更(2002(平成14)年5月17日)

ア 変更の必要性

残存するアル・カイダなどによってもたらされる国際テロの脅威は、いまだ除去されておらず、また、テロ攻撃の脅威の除去に努める米軍などの活動は、01(同13)年のタリバーンなどへの軍事行動開始以降、依然として続いている。このようなことから、わが国としても、国際テロ根絶への取組に今後も積極的かつ主体的に寄与することが重要であり、政府は、協力支援活動、捜索救助活動を行う自衛隊の部隊などの派遣期間を延長する必要があると判断した。

イ 変更内容

協力支援活動の実施に関する事項について、派遣期間を半年間延長し、「2001(平成13)年11月20日~2002(平成14)年11月19日」とした。

(2) 第2回の変更(2002(平成14)年11月19日)

ア 変更の必要性

(ア) アル・カイダの主要幹部の大半については、依然として所在が不明であり、残存勢力の一部は、陸路又は海路でアフガニスタンから脱出し、各地へ拡散している。さらに02(同14)年10月のイエメン沖でのフランスのタンカー爆破事案が生起するなど、今なおテロ行為が散発している。これに対して、米軍などは、陸上作戦を海上から支援するほか、アル・カイダ、タリバーンの残存勢力が海路により逃走し、国際

テロの脅威が拡散することを阻止するための活動を行っている。このような状況にかんがみ、政府は、米軍などのニーズに応じて柔軟に対応するとともに、今後も、ある程度まとまった期間、継続的に補給などを行うため、協力支援活動、捜索救助活動を行う自衛隊の部隊などの派遣期間を延長する必要があると判断した。

(イ) 政府は今後、アフガニスタンでの米軍などの活動が長期化するのに備えて、アフガニスタンにおいて米軍が使用する飛行場施設を維持するための建設用重機などを、アフガニスタンへの中継基地となるインド洋沿岸の港まで海上輸送するニーズに応えるためには、基本計画に海自の輸送艦と護衛艦を追加することが適当と判断した。

イ 変更内容

(ア) 協力支援活動の実施に関する事項について、派遣期間をさらに半年間延長し、



燃料補給に際して警戒にあたる
海自哨戒機SH-60J(本年2月 インド洋)



フランス海軍艦艇に洋上補給を行う
海自補給艦「はまな」(インド洋)

「2001(平成13)年11月20日～2003(平成15)年5月19日」とした。

(イ)海上自衛隊の輸送艦と護衛艦(人員400名以内)を追加し、輸送艦による輸送を行うこととした。ただし、当該輸送については、1回に限ることとし、期間は、平成14年12月31日～平成15年3月31日とした。

(3)第3回の変更(2003(平成15)年5月9日)

ア 変更の必要性

アフガニスタンにおいては、アル・カイダ、タリバーンの残党によると見られるテロ事件が頻発している。また、アル・カイダは、アフガニスタンから世界各地に拡散しており、今後もテロを計画、実施する可能性があるなど、依然として国際社会にとって深刻な脅威となっている。これに対して、米軍などは、アラビア海などにおいて、アフガニスタンにおける地上作戦を支援するとともに、アル・カイダ、タリバーンの残党の海路による逃走を阻止するための活動を継続している。このような状況にかんがみ、政府は、協力支援活動、捜索救助活動を行う自衛隊の部隊などの派遣期間を延長する必要があると判断した。

イ 変更内容

協力支援活動の実施に関する事項について、派遣期間を11月1日(テロ対策特措法の有効期限)まで延長し、「2001(平成13)年11月20日～2003(平成15)年11月1日」とした。



海上輸送するタイの建設用重機を搭載中の海自輸送艦「しもきた」(本年2月 タイ サタヒップ)



カナダ海軍艦艇に対する洋上給油を視察中の古庄海上幕僚長(手前)(本年6月 補給艦「はまな」艦橋 インド洋)

5 最近における自衛隊の活動など

協力支援活動

(1) 海上自衛隊の協力支援活動

2002(平成14)年5月17日、基本計画の派遣期間の延長に続き、02(同14)年11月19日、2度目の基本計画の派遣期間の延長後も、海自は、現地での態勢を維持し、協力支援活動を引き続き行った。

また、既に派遣している艦艇の交代時期を迎えるにあたり、内閣総理大臣の承認を得て、実施要項の変更を行い、護衛艦「きりしま」(イージス・システム搭載護衛艦(イージス艦))を02(同14)年12月16日に派遣した。「きりしま」の派遣にあたっては、指揮に当たる艦艇の今後の派遣



インド洋方面へ向け出港するイージス・システム搭載護衛艦「きりしま」(昨年12月 横須賀)

2003年(平成15)年6月現在、海上自衛隊が保有する補給艦は、「さがみ」「とわだ」「ときわ」「はまな」の4隻。



活動の合間に体力づくりに励む海自隊員（インド洋）



ドイツ艦艇に洋上補給を行う海自補給艦「はまな」
（本年6月 インド洋）

ローテーション、補給活動での安全性の確保の必要性、隊員の居住環境の快適性などを総合的に検討した。その結果、派遣可能な護衛艦にイージス艦を含めることが適切との判断に至ったものである。

「きりしま」は、補給活動を実施する際の安全を確保し、協力支援活動に従事する隊員の負担を軽減する上で大いに役立つこととなり、その後もイージス艦「こんごう」が、活動を行っている。

また、02（同14）年11月の基本計画の変更後、輸送艦「しもきた」と護衛艦「いかづち」により、アフガニスタンにおいて米国の軍隊が使用する飛行場施設の維持に資するために、タイ陸軍の建設用重機などをタイからインド洋沿岸国まで輸送した。

さらに、協力支援活動としての艦船用燃料の提供については、これまで、米英軍に限定して行ってきたが、テロとの闘いにおける作戦遂行の効率性を高める必要が増したため、2月28日にドイツ、ニュージーランド、フランス、3月11日にイタリア、オランダ、スペイン、3月28日にカナダ、ギリシャと交換公文¹⁾を締結し、新たにこれら8か国を支援対象国とし、燃料補給の対象を拡大した。

03（同15）年5月9日、3度目の基本計画の派遣期間の延長後も、海自は、現地での態勢を維持し、協力支援活動を引き続き行っている。

艦艇の派出状況は、艦艇派出状況表（p196）のとおりである。

また、02（同14）年5月20日から03（同15）年5月19日までに、協力支援活動として米海軍艦艇などに行った補給回数は、延べ153回、補給量は、約17万klであった。

なお、活動開始から本年6月末までに、協力支援活動として米海軍艦艇などへ行った補給総回数は、延べ265回、総補給量は、約31万klとなっている。

（2）航空自衛隊の協力支援活動

主にC-130H輸送機での輸送支援を継続したが、02（同14）年7月以降、在日米軍基地間の国内輸送に当たっては、従来のC-130H輸送機に加え、C-1輸送機を使用した輸送を開始し、米軍の物資等の輸送を行った。

また、02（同14）年5月20日から03（同15）年5月19日までに、計121



C-1輸送機から輸送品を卸下する空自第3輸送航空隊
（昨年7月 米軍基地）

1) これらの交換公文においては、わが国が支援対象国に対して行う協力支援活動が、テロ対策特措法に基づくものであることが明記されている。また、わが国が協力支援活動として提供する物品については、テロ対策特措法の目的に合致して適切に使用されるべきことを、支援対象国に対して繰り返し説明し、各国とも了解している。このことは、わが国が米国や英国との間で交換公文を締結したときと同様である。

回の国内外への輸送を行った。

なお、活動開始から本年6月末までに、協力支援活動として行った輸送は、国外15回、国内177回となっている。

現場の具体的状況など

これまでの主な協力支援活動は、艦船用燃料の洋上補給である。

洋上における補給は、補給艦の真横30～50mの距離を同じ速力で航行する受給艦にホースを渡して、数時間（最長6時間）並走しながら燃料を渡す作業である。補給を行っている周辺海域では、すぐに国籍が確認できない船舶や航空機が航行しており、作業を行う隊員は、常時、不測の事態に対応できる態勢を維持しなければならず、極度の緊張を強いられている。

気象状況については、最高40℃を超える外気温度、甲板上は約70℃以上になることもあるなど、厳しい環境の下で、隊員は、忍耐強く任務を遂行している。

また、空自の具体的活動としては、C-130H輸送機、C-1輸送機などにより、米軍の航空機エンジン、部品、整備器材、衣料品などの物資を輸送するなどの任務を遂行している。



高温多湿かつ砂塵の中、港を出港する護衛艦「さわかぜ」

派遣部隊の福利厚生

インド洋での活動の中心は、あくまでも人（自衛官）である。不測の事態に対応できる態勢を維持し、常時、極度の緊張を強いられる隊員の士気を保つ観点からも福利厚生は重要である。派遣部隊の福利厚生として自衛隊が行っているのは、主に次のとおりである。

電子家庭通信の設定：e-mailを利用した乗組員と留守家族との通信

艦内郵便局の設置：各艦への臨時郵便局設置による乗員と留守家族との通信

留守家族への説明会の実施

留守家族の相談窓口の設置



派遣部隊の艦内郵便局に手紙を投函する海自隊員（インド洋 護衛艦「くらま」艦内）



留守家族への説明会（隊員からのビデオレターを観る留守家族）

日本の貢献に対する評価

これらの活動に対して、海外から以下のような多くの評価や感謝の表明がなされている。

- ・ブッシュ米大統領は、02（同14）年2月18日、訪日中に行った国会での演説で、「日米両国はテロリスト組織を探し出し、粉砕すべく努力している。」「日本の自衛隊は後方支援という重要な役割を担っている。」と述べ、自衛隊の活動を高く評価した。また、03（同15）年5月23日、米国テキサス州クロフォードにおける日米首脳会談に際しても、ブッシュ大統領は自衛隊艦船による給油活動に言及しつつ、日米は「テロとの闘いにおけるパートナーである。」と述べた。
- ・ラムズフェルド米国防長官は、「テロとの闘いはグローバルなものである。日本のこれまでの支援に深い謝意を表したい」と述べた。（02. 9. 17外務大臣に対する発言）
- ・アーミテージ国務副長官は、「昨年11月以降、日本が実施しているテロとの闘いへの貢献について、深い感謝の意を表したい。日本による貢献は米国のみならず、国際的にも高い評価を得ている。」と述べた。（02. 8. 14防衛庁長官に対する発言）
- ・マイヤーズ統合参謀本部議長「（日本は）テロとの闘いで素晴らしい貢献を続けている。米海軍の艦船に対し、4,800万ガロン（約18万kl）の石油を供給した。」（02. 9. 14ワシントン市内での講演）
- ・タイ軍最高司令部副統合参謀長「タイ陸軍の輸送に関して、日本政府、特に海自に対して感謝申し上げる。」（03. 3. 21外務大臣宛の書簡）
- ・ドイツ国防大臣「日本政府がドイツ海軍へのロジスティック面でのサポートを決定したことに對し、心より御礼申し上げます。」（03. 3. 21外務大臣宛の書簡）

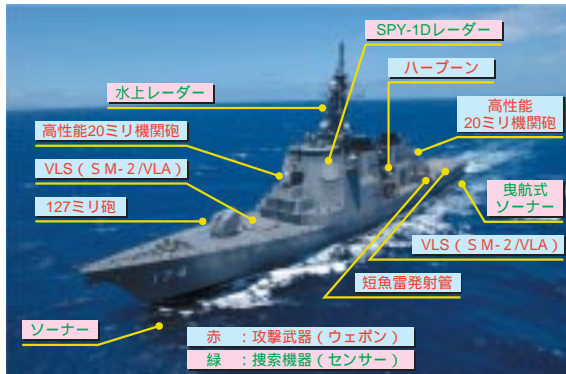
6 テロ対策特措法の有効期間の延長のための法改正

アル・カイダによるテロの脅威が継続しており、また、国際テロの根絶は、国際社会の大きな課題であることから、わが国として、国際協調の下、引き続き、国際社会の取組に主体的に寄与するため、政府は、本年11月1日で期限が切れるテロ対策特措法の有効期間を2年間延長する法改正が必要であると判断した。このため、政府は、本年6月13日、テロ対策特措法の一部改正に関する法案を第156回通常国会に提出したが、継続審査の扱いとなった。

イージス・システム搭載護衛艦派遣の意義

イージス艦の概要

昨年12月、テロ対策特別措置法に基づきイージス・システム搭載護衛艦（イージス艦）を派遣することが話題となった。そもそもイージスとは、ギリシャ神話に出てくる神ゼウスが娘アテナイに与えた、肩から胸にかけて身につける「盾」のことである。その盾は「悪を払いのける」といわれており、その名が艦の新しいシステムにつけられた。イージス艦の特徴などは次のとおりである。



イージス艦要図

(主要な性能)

基準排水量：7,250トン

主要寸法：長さ161m×幅21m×深さ12m

速力：30ノット（時速約54km/h）

（馬力：100,000PS）

主要兵装：イージス装置一式、垂直発射ミサイル装置一式、高性能20mm機関砲×2、艦対艦ミサイル装置一式、127mm単装速射砲×1

(特徴)

極めて高い防空能力（搜索（レーダー搜索能力：数百キロメートル以上）、探知、攻撃）

最新の指揮通信能力（指揮管制支援ターミナルなど）

イージス艦派遣の目的

部隊の安全確保

昨年10月のイエメン沖で仏タンカーへのテロ事件が発生していることや派遣される海域には国籍の確認が困難な船舶や航空機が多数航行していることから、作業を行う隊員は、常に極度の緊張を強いられていた。

また、洋上補給をする場合数時間（最長約6時間）にわたり直進せざるを得ない補給艦は、不測の事態が生じた場合に緊急の回避運動がとれない。この際、周囲の警戒、監視のために同行する最新の指揮通信能力や広範囲なレーダー搜索能力及び高い目標処理能力を有するイージス艦は、航空機などの対空目標を早期に探知すること、対空・対水上目標の動きを迅速にコンピュータ処理できることで、柔軟な対応を可能とする。

派遣ローテーションの柔軟性の確保

これまで海上部隊の指揮にあたる艦艇として派遣してきたヘリコプター搭載護衛艦（DDH）の保有数が4隻であるため、派遣ローテーションの維持が厳しい状況になっていた。イージス艦を^{Helicopter Destroyer}加えることにより、指揮にあたることのできる艦艇数が8隻となり、派遣ローテーションの柔軟性が確保できる。

乗組員の負担の軽減

イージス艦は、休憩室などの居住スペースも広がっていることから、長期に及び乗組員の勤務上の負担を軽減できる。

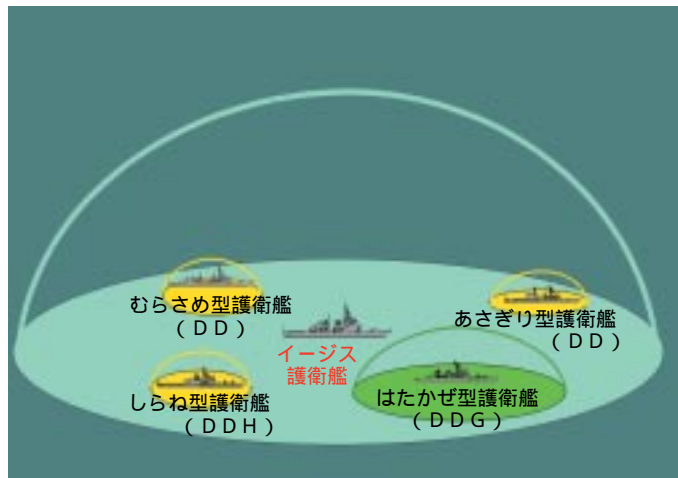
武力行使の一体化論について

イージス艦派遣に際して、高性能なイージス艦が提供した情報で同盟国艦艇がミサイルなどにより目標を攻撃した場合、同盟国の武力行使と一体化するのではないか、ということが国会などで議論となった。

しかしながら、イージス艦による情報収集は、あくまで自衛隊がテロ対策特措法に基づく協力支援活動などを遂行するために必要な情報を、わが国として主体的に収集するものであり、特定の国の武力行使を直接支援するというような目的で行うわけではない。仮に、情報を米軍に提供する場合があるとしても、例えば、特定の国の武力行使を直接支援するために偵察行動を伴うような情報収集を行うというように特別に情報を収集し、それを提供したりするというのではなく、同盟国との間で一般的に行われる情報の交換にとどまるものである。

また、データリンク・システムでつながった艦艇間では、わが国のイージス艦で捕らえた情報をもとに同盟国の艦艇が自動的に攻撃できるのではないかという議論もあったが、データリンク・システムは、イージス艦のみならず、広く一般の護衛艦などにも搭載されている装備である。具体例として、護衛艦が搜索レーダーで捕らえた航空機の情報をデータリンク・システムにより米軍艦艇が受けた場合でも、米軍艦艇が攻撃するにあたって、自らこの航空機の搜索と目標識別を行い、対処する武器（ミサイルなど）を管制する別のレーダーによって航空機を捕らえた上で、攻撃の決定、武器の発射を行わなければならない。このように、現在の技術水準にかんがみても、米軍艦艇は、護衛艦が提供する情報のみで自動的に攻撃できるものではない。

このように、イージス艦を派遣したとしても、武力行使との一体化が生ずるわけではない。



DDG（イージス艦）とDDなどの
対空レーダー覆域イメージ図

）2章1節Q&A p88：「武力行使との一体化」参照。